

インターネット等による通信販売に関する特約

第1条（保険契約の申込み）

- ① 当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、当該申込みについての重要事項を了解したうえで、当会社の定める手続方法に従って、情報処理機器上の契約申込画面に所要の事項を入力し、当会社へ送信することによって、保険契約の申込みをすることができるものとします。
- ② 前項の規定により当会社が契約申込画面の送信を受けたときは、当会社は、保険契約引受の可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約者に対して契約確認画面を送信することにより引受契約の内容を通知します。

第2条（保険料の払込方法）

保険契約者は、前条第2項の契約確認画面に従い、保険料を払い込まなければなりません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

クレジットカードによる保険料支払に関する特約

第1条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

当会社は、この特約により、当会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）によるこの保険契約に定められた保険料（追加保険料等当会社へ支払われる保険料を含みます。以下同様とします。）の支払を承認します。ただし、会員、または、クレジットカード会社との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）によりクレジットカードの使用が認められた者と保険契約者が同一である場合にかぎり、

第2条（クレジットカードによる保険料の領収）

- ① 保険契約者から保険料のクレジットカードによる支払の申出があり、かつ、会員規約等に定める手続によってクレジットカードが使用され、かつ、当会社が、クレジットカード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「オーソリゼーション」といいます。）およびオーソリゼーションの番号の取得を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の支払を承認した時に、当会社は、当該保険料を領収したものとみなします。ただし、当会社がクレジット

カード会社から保険料相当額を領収できない場合は、このかぎりではありません。

- ② 前項のただし書にかかわらず、会員規約等に定める手続によってクレジットカードが使用され、かつ、会員規約等にしながらクレジットカード会社に保険料相当額の全額が既に払い込まれている場合は、当会社が、オーソリゼーションおよびオーソリゼーションの番号の取得を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の支払を承認した時に、当会社は、当該保険料を領収したものとみなします。

第3条（当会社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合の取扱い）

- ① 当会社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、この特約により、保険契約者に当該保険料を直接に請求することができます。ただし、会員規約等にしながらクレジットカード会社に保険料相当額が既に払い込まれているときは、当会社は、その払い込まれた保険料相当額について保険契約者に請求することはできないものとします。
- ② 会員規約等に定める手続によってクレジットカードが使用され、かつ、当会社が前項の規定により保険料を請求し、かつ、保険契約者が遅滞なく当会社へ当該保険料を払い込んだ場合は、当会社が、オーソリゼーションおよびオーソリゼーションの番号の取得を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の支払を承認した時に、当会社は、当該保険料を領収したものとみなします。
- ③ 当会社が第1項の規定により保険契約者に保険料を請求し、保険契約者が当該保険料の払込みを怠った場合には、当会社は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてて書面により解除の通知をし、この保険契約を解除することができます。
- ④ 前項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第4条（保険料の返還の特則）

当会社がこの保険契約について保険料を返還する場合には、当会社は、クレジットカード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、次の場合についてはこのかぎりではありません。

- （1）会員規約等に定める手続によってクレジットカードが使用され、かつ、当会社が前条第1項の規定により保険契約者に保険料を請求し、かつ、保険契約者が遅滞なく当会社へ当該保険料を払い込んだ場合
- （2）会員規約等に定める手続によってクレジットカードが使用され、かつ、会員規約等にしながらクレジットカード会社に保険料相当額の全額が既に払い込まれている場合